

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年1月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1869号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
上越市	(略) <u>上越警察署高田東交番</u> 上越警察署灰塚駐在所	上越市	上越市	(略) 上越警察署灰塚駐在所 <u>上越警察署天野原駐在所</u> <u>上越警察署上野田駐在所</u> <u>上越警察署諏訪駐在所</u> <u>上越警察署高土駐在所</u>	上越市
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和4年2月3日から施行する。